

# 軽自動車税の税額が変わります

税務課資産税係 ☎0824 - 73 - 1144

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税額が次のとおり変更されます。

## 原動機付自転車および二輪車等について新税額が適用されます

車種・区分		税 額	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,000円
被けん引車(二輪)・ポートトレーラー		2,400円	3,600円

## 三輪以上の軽自動車について初度検査年月に応じて税額が変わります

車種・区分			平成28年度からの税額		
			初度検査年月から13年目まで		初度検査年月から13年を経過
			初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両	初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両	平成28年度に適用となるのは初度検査年月が平成14年以前の車両
軽三輪車			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪車以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※初度検査年月は自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。  
 ※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は経年重課の対象外です。

## グリーン化特例により税額が軽減されます

平成27年度に新規新車登録した三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成28年度の税額が軽減されます。

●対象車両● 初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの三輪以上の軽自動車で次の(ア)から(ウ)いずれかに当てはまる車両

- (ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- (イ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
 貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- (ウ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車  
 貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

車種・区分			平成28年度の税額		
			(ア)75%軽減	(イ)50%軽減	(ウ)25%軽減
軽三輪車			1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪車以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

問い合わせ 税務課資産税係 ☎0824 - 73 - 1144 または各支所市民生活室